

## [5] 生活福祉資金の貸付

概 要	低所得者、障害のある方や高齢者の世帯を対象に、資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進などを図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。
内 容	次の表の貸付があります。(平成25年4月現在) 申請には所得制限などの条件があり、審査には概ね1ヶ月かかります。 また原則、連帯保証人(別世帯の65歳未満で安定した収入のある方)が1名必要です。
窓 口	守口市社会福祉協議会 住所:守口市京阪本通2-5-5 電話:06-6992-2715、FAX:06-6998-3201

資金の種類		貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利子	
福 社 資 金	・生業を営むために必要な経費	460万円以内	貸付後6ヶ月以内	15年以内	保証人有 無利子	
	・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円～ 580万円以内		8年以内		
	・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の意譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内		
	・福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内		
	・障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		8年以内		
	・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内		10年以内		
	・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内 (期間1年未満)		5年以内		保証人無 年1.5%
	・被災により臨時に必要な経費	150万円以内		7年以内		
	・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能修得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内		3年以内		
教 育 支 援 資 金	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	月3.5万円～ 月6.5万円	卒業後6ヶ月以内	修業年限の3倍以内	無利子	
	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不 動 産 担 保 型 資 金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%以内 ・月30万円以内	契約終了後3カ月以内	措置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍程度				
総 合 支 援 資 金	・失業や減収により生計の維持が困難になった低所得世帯に生活再建までの間に必要な生活費等を貸し付ける資金 ・生活支援費の貸付期間は、原則3か月以内	・生活支援費 単身:月15万円以内 2人以上 :月20万円以内 ・住居入居費 40万円以内 ・一時再建費 60万円以内	最終貸付後6ヶ月以内	10年以内ただし70歳までに完済できること	保証人有 無利子  保証人無 年1.5%	